

源泉徴収の手引き

1 基本的事項

(1) 所得税及び復興特別所得税について

個人に支払う謝礼等の所得に関わる国の税金です。

(2) 源泉徴収制度について

個人に謝礼等を支払う団体が、支払金額から所得税等を差し引いて、国に納付する制度です。

(3) はまクル認定クラブでの事務処理について

ア 団体毎に『給与支払事務所等の開設届出書』を、認定クラブの所在地(代表者の住所)が管轄税務署に提出し、納付に必要な整理番号を取得します。

イ 税務署への納付は、指導者への謝金等を支出した翌月の 10 日までにを行います。

ウ 『支払調書』を作成し、翌年の 1 月 31 日までに所轄の税務署(届出書を提出した税務署)に提出します。ただし、同一団体から同一人に対する 1 年間の支払金額が 5 万円以下は不要です。

2 給与支払事務所の開設届出書 スライド24

源泉徴収を行う団体であることを、税務署に届け出る書類です。

(1) 謝金等の支払いが見込まれる月の最低 1 カ月前までに提出が必要です。

(2) 団体毎に 1 枚作成し、所轄の税務署に提出してください。

(3) 「宛先の税務署」は、団体の所在地(認定クラブの所在地)の区で異なりますので、以下のいずれかの名称を記入してください。(管轄の税務署は各税務署のホームページでご確認ください。)

① 浜松西税務署 ② 浜松東税務署

(4) 「事務所開設者」欄を記入してください。

※「個人番号・法人番号」は記入不要です。

(5) 「開設年月日」は、届出する月の 1 日、「給与支払を開始する年月日」は給与支払いが無いので記入不要、届出の内容及び理由欄にはその他の「7」記入してください。

(6) 「その他の内容」「その他参考事項」欄は、記入例のとおり記入してください。

(7) 給与支払事務所でないため、「従業員数」欄に役員 0 人・従業員数 0 人と記入します。

(8) 他の項目欄は記入しません。

「※整理番号」は、届出後に税務署から郵送される『納付書』で示されます。

(9) 団体の名称・代表者、所在地等が変わる場合は、その都度提出してください。

3 源泉徴収 スライド25・26

所得税等を謝礼等から引き去り、一月毎に納付書にて税務署に納付する事務です。

(1) 謝金等の支払額から、税額(支払額 × 10.21%・1 円未満切捨)を引き去り税金分として保管し、残りの額を相手方に支払います。

(2) 『納付書』に必要事項を記入し翌月の 10 日までに金融機関窓口で納付します。

※①書類の正式名称:『報酬・料金等の所得税徴収高計算書(納付書)』

※②書式は、『開設届出書』の提出後に、税務署から郵送で届きます。(3 連複写)

4 『支払調書』【期限毎年1月31日】 スライド27～31

同一団体から同一人に対する1年間の支払金額が5万円を超える場合に税務署へ提出します。

5万円以下の場合でも『支払調書』は作成して指導者へ交付します。

※源泉徴収事務での1年間は、暦年の1月1日～12月31日です。年度(4月～3月)ではありませんので、ご注意ください。

(1) A4用紙1枚に、調書4枚分が印刷されるため、裁断の上利用してください。

※①書類の正式名称:『報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(支払調書)』

※②国税庁のHPから取得できます。(クラブ用のエクセル書式をHPにて配布予定)

(2) 相手方の住所、氏名、個人番号(マイナンバー)を記入します。(5万円を超える場合)

① 謝礼等の支払い時に、マイナンバーカード又は通知カードと身分証明書(免許証など)を確認の上、記録しておく必要があります。

② 相手先がマイナンバーの提供を拒否した場合は空欄とします。

その際、相手に依頼した年月日及び相手から拒否の意思表示があった年月日など、相手方とのやり取りの経過について記録してください。

(3) 3で行った源泉徴収を踏まえ、記載要領に沿って、区分、細目、支払金額、源泉徴収税額を記入します。

支払者の「個人番号又は法人番号」欄は空白で構いません。

(4) 『開設届出書』で登録した所在地・団体名を記入します。

(5) 『支払調書』4枚のうち1枚を所轄の税務署に提出します。(5万円を超える場合)

(6) 指導者へ1枚、クラブ保管用に1枚使用します。残りの1枚は不要です。

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の添付 資料4

上記『支払調書』を提出する際に、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

なお、様式は、国税庁HPから取得できますが、令和8年8月に様式変更が予定されていますので、ご注意ください

5 マイナンバー収集・管理等

同一団体から同一人に対する1年間の支払金額が5万円を超える場合に実施します。

(1) 4の『支払調書』作成時に、以下の点に留意の上、ご対応ください。

(2) 団体等が定める担当者以外は、取り扱うことはできません。記載された書類をコピーすることも禁じられています。

(3) 支払調書に記録する際、マイナンバーカード又は通知カードと身分証明書(免許証など)を確認します。

(4) マイナンバーが記載された書類は、厳重な保管が必要です。

(5) 『支払調書』を提出後、マイナンバーを記載した他の書類を確実に廃棄します。

【参考】

所轄税務署連絡先

浜松西税務署 053-555-7111

浜松東税務署 053-458-1111



給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

F01

浜松西 OR 浜松東

税務署長殿

所得税法第 230 条の規定により次のとおり届け出ます。

○届出内容

届出書種別 ※次の区分に基づいて数字を記載してください。（開設：1、移転：2、廃止：3）					G01	1
開設・移転・廃止年月日		元号	年	月	日	
	N01	5	8	9	1	
給与支払を開始する年月日		元号	年	月	日	
	N02	(記入不要)				

事務 所 開 設 者	郵便番号	F05	430 — 1234
	住所又は本店所在地	F06	浜松市〇〇区〇〇町 1 2 3
	電話番号	F07	090 — 1234 — 5678
	フリガナ	F03	〇〇チュウガッコウ△△クラブ
	氏名又は名称	F04	〇〇中学校△△クラブ
	個人番号又は法人番号	F02	(記入不要)
	フリガナ	H06	ダ化ヨウ 〇〇 〇〇
代表者氏名	H07	代表 〇〇 〇〇	

「元号」欄は、次の区分に基づいて数字を記載してください。（令和：5、平成：4）

(注) 「住所又は本店所在地」欄は、個人の方は申告所得税の納税地、法人の方は本店所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）を記載してください。

○届出の内容及び理由

開設・移転・廃止の内容	G02	7	「開設・移転・廃止の内容」欄は、次の区分に基づいて数字を記載してください。 （開業又は法人の設立：1、「開業又は法人の設立」以外の開設：2、所在地の移転：3、 既存の給与支払事務所等への引継ぎ：4、廃業又は清算終了：5、休業：6、その他：7）
その他の内容	E01	浜松市地域認定クラブ（はまクル認定クラブ）	

○既存の給与支払事務所等への引継ぎ理由

法人の合併	G03		法人の分割	G04		支店等の閉鎖	G05		その他	G06	
その他の理由	E02										

○給与支払事務所等について

		開設・異動前						異動後							
フリガナ	E03							E08							
氏名又は名称	E04							E09							
郵便番号	P01	—						P02	—						
住所又は所在地	E05							E10							
電話番号	T01	— —						T02	— —						
フリガナ	E06							E11							
責任者氏名	E07							E12							
従業員数	役員	G07	0	人	従業員	G08	0	人							
	その他 (区分及び人数)	区分	E13		人数	G09		人	区分	E14		人数	G10		人
		区分	E15		人数	G11		人			従業員数計 (役員・従業員を含む)		G12		人
その他参考事項		E16	指導者謝金支払予定あり／給与支払いなし／支払日未定						税 理 士 署 名		R01				

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦) 年	月	日	備考						
	個人番号カード・運転免許証・その他（						番号 確認	K21		身元 確認	K22	



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト (WEB版) の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト (WEB版) の事前準備セットアップを行ってください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。
e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行くと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

- ※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。
- 2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続 (準備) を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。
なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm) をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

- ① **ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) を利用する場合**
ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。
個人事業者の方は e-Tax からダイレクト納付利用届出書を提出 (送信) することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。
書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに 1 か月程度かかりますが、e-Tax での提出 (送信) の場合は、1 週間程度でご利用できます。
ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。
- ② **インターネットバンキングで納付を行う場合**
金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー) が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。
- ③ **クレジットカード納付を利用する場合**
利用可能なクレジットカードをご準備ください (利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。)
※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります (決済手数料は、国の収入になるものではありません。)
- ④ **スマホアプリ納付を利用する場合**
インターネットの利用が可能なスマートフォンをご準備ください。
※ 1 納付できる金額は 30 万円以下となります。
※ 2 事前に Pay 払い (〇〇ペイ) へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。
これで納付のための手続 (準備) は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (SP版) を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

☆☆e-Taxを利用した納付のしかた(源泉所得税)

☆☆

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用のための事前準備(前ページをご覧ください。)の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト(WEB版)を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト(WEB版)にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合(納付税額0円)の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書(納付書)が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の可否」欄の「送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。

次の年末調整関係書類送付時から納付書の送付(郵送)を省略いたします。

令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日		税 務 署 名	税 務 署 番 号	徴収高計算書 110	送 付 番 号
送 付 区 分	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	3,240,000	送 付 金 額	83,400
源泉所得税等(01)	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	3,240,000	送 付 金 額	83,400
復興特別所得税等(02)	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
日雇労働者の課金(03)	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
送金手数料等(04)	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
税理士等の報酬(05)	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
役員賞与(06)	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
同上の実払確定年月日	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
注 所 (電話番号 03 - 1234 - 5678)	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
氏 名 (所在地) 東京都千代田区豊田 〇〇 〇〇	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
氏 名 (所在地) 株式会社国税商事	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
種 別 (業種)	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
納 税 金 額	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
延滞税	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	0	送 付 金 額	0
合 計 額	令和 6 年 1 月 1 日 ~ 6 月 30 日	支 払 金 額	3,240,000	送 付 金 額	83,400

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

③ クレジットカード納付を利用する場合

画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」(スマートフォン専用)へアクセスします。

受信通知(納付区分番号通知)	
送信されたデータを受け付けました。 なお、種別、内容の確認のため、世帯番号からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。	
※納付手続の留意点にご確認ください。 選択された納付手続が完了しないまま、手画帳またはマイナンバー(外部サイト)において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。	
利用者識別番号	204910001000004
氏名又は名称	株式会社国税商事
代表者等氏名	国税大蔵
受付番号	20250717165121001112
受付日時	2024/07/10 16:51:21
納付先	国税庁税務署
税目	源泉所得税及び復興特別所得税
申告区分	自 令和6年01月 至 令和6年06月
課税期間	自 令和6年01月 至 令和6年06月
合計金額	83,400円
徴収高計算書の送付の可否	送付不要

3. 納付

① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

すぐに納付する場合は、預貯金口座を選択した後画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報画面が表示されますので内容を確認し納付手続を行います。

③ クレジットカード納付を利用する場合

「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容(納付金額等)を確認し納付手続を行います。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容(納付金額等)を確認し納付手続を行います。

※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならぬことがありますのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

4 スマホアプリ納付の場合、納付手続完了後「スマホアプリ納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

ダイレクト納付	
届出した預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。	
① 今すぐに納付される方 納付日を指定される方	
電子納税	
「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の欄に以下のとおり入力してください。 (図表を参考に、印刷することをお勧めします。)	
収納機関番号	00200
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
確認番号	納税用確認番号を入力してください。
納付区分	7101607200
有効期限	令和6年06月19日
納付金額	83,400円
② インターネットバンキングで電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。	

クレジットカード納付	
納付先	国税庁税務署
納付金額	83,400円
クレジットカード納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続を行ってください。 なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付手続が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。	
③ クレジットカード納付	

スマホアプリ納付	
納付先	国税庁税務署
納付金額	83,400円
スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続を行ってください。 なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付手続が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。	
④ スマホアプリ納付	

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

- ① 提出年月日を記載します。
- ② 提出先の税務署名を記載します。
- ⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている所在地(住所)を記載します。
- ⑥ 上記⑤の所在地(住所)と申告書等に記載した所在地(住所)を記載します。異なる場合には、申告書等に記載した所在地(住所)を記載します。
- ⑦ **預貯金口座の名義とフリガナ**を記載します。
【注】 1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限りです。
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。
- ⑧ **銀行等**をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。
【注】 お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を0で埋めてください。
[例] 00001234
- ⑨ **ゆうちょ銀行**をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】 前半の記号は必ず5桁となります。
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合

記号 1 1 9 4 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1

記号番号 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1

2 振替口座の場合

記号 0 1 9 3 0 1 番号 1 2 3 4 5 6

記号番号 0 1 9 3 0 - 1 2 3 4 5 6

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※記載要領は、法人を例に示しています。

③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。

④ 法人名及び代表者氏名(氏名)を記載します。

氏名(法人名及び代表者氏名)
株式会社 国税商事
代表取締役 国税 太郎

令和××年 5月 7日 提出

課税期間 税務署長 あて

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

私(当社は)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

〒100-0004 電話 03(1234) 5678 (金融機関の届出印)

東京千代田区大手町1-X-X

住所(所在地)

東京千代田区麹町3-X-X

(申告納税地)

(フリガナ) カシキギインセンコセシヤウジ タイエイロシシヤラク コウセイセイロウ

氏名(法人名及び代表者氏名)

株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎

指定金融機関

銀行 信用金庫 東京

労働金庫・農協 信用組合・漁協

口座番号 1 2 3 4 5 6 7

1 預金種別

2 当座 3 納税準備

0955(銀行) 0955(信用金庫)

ゆうちょ銀行 記号番号

振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

この届出書を印刷される場合は、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/hofu/index.htm>)
をご確認ください。

